

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
HPサイト <http://www.kenpoukaigi.gr.jp>

第250号

2010年2月26日

Tel 03-3261-9007
Fax 03-3261-5453

2月26日、憲法会議は、「天皇の『公的行為』に関する政府見解」について、川村俊夫代表幹事の見解を發表しました。

天皇の「公的行為」に関する政府見解について

2010年2月26日 憲法会議代表幹事 川村 俊夫

2月18日の衆院予算委員会理事会で、天皇の「公的行為」に関する政府見解が示された。

天皇が行う行為として、国事行為以外の広範な事項を「公的行為」として認め、それらが憲法の禁止する政治的行為にならぬよう内閣として配慮すべき責任を負うとしているものの、「公的行為」自体は国事行為ではないから内閣の助言と承認を必要としない、などとの見解を打ち出している。これは、歴代の自民党政権と同様、新政権もまた、憲法を無視して天皇の政治利用をはかろうとする姿勢を示したものであり、軽視できない。

もともと象徴とは、形式的、儀礼的、受動的なものである。したがって、日本国憲法は天皇がおこなうの国事に関する行為は、「この憲法に定める国事に関する行為のみ」で（第4条1項）、具体的には国会、内閣の指名にもとづいて内閣総理大臣と最高裁長官を任命すること（第6条）、第7条に列記されている10の行為である。

その国事行為に関連する行為を国事行為に含めて「公的行為」を正当化する主張もあるが、その場合でも、国事行為に関連する行為には到底入らないほどに拡大されてきた「公的行為」のすべてを正当化することはできず、第4条1項に制約されることはいうまでもない。なかでも、国会開会式での「おことば」、外国公式訪問等々は、象徴としての地位を逸脱し、国民主権との矛盾を引き起こしてきた。こうした「公的行為」を認めれば、それが政治的意味をもってくるのは当然であり、実際、多くの場合、時の政府の政治目的のために使われてきた。

われわれは、天皇の行為のあり方を文字通り憲法が定めるものへと限定することを要求する。

以上